

物品の購入等に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程

平成 15 年 9 月 1 日

訓令第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、物品の購入等に係る契約を締結する場合における指名競争入札参加者の資格及び指名に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「物品の購入等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 物品の製造の請負
- (2) 物品の買入れ又は賃貸借
- (3) 役務の提供（建設関連業務を除く。）

(資格の審査)

第 3 条 物品の購入等に係る指名競争入札に参加しようとする者は、次の各号に定める指名競争入札参加資格基準（以下「資格基準」という。）による審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

- (1) 営業に関し法令による許可、登録等を必要とする業種にあつては、これを受けていること。
- (2) 国税、県税及び市町村税の滞納がない者であること。

2 次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 11 第 1 項において準用する政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により資格の取消処分を受けた者でその処分の期間が経過していない者

(申請書の提出)

第 4 条 指名競争入札に加わろうとする者は、あらかじめ入札参加資格審査申請書に物件の販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を明らかにした書類その他必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときはこれに基づき、契約の種類別に指名競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。

3 前条第 1 項の資格審査を受けようとする者で次の各号の一に該当するものは、前項の規定にかかわらず当該各号に定める理由の生じた都度申請書を提出することができる。

- (1) 物品購入等指名競争入札参加者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていた者から営業用資産の全部又は一部を承継した者
- (2) 名簿に登載されていた者が当該名簿へ登載される際に所有していた営業用資産をもって設立した法人
- (3) 名簿に登載されていた法人が他の法人と合併（当該法人が他の法人に吸収された場合を除く。）して設立した法人

(4) 第7条第2号の規定により資格を失った後、新たに法令の規定による許可、登録等を受けた者

(5) 第8条第1項の規定により資格を取り消され、その期間が経過した者
(名簿の作成及び通知)

第5条 市長は、第3条第1項の資格審査を行ったときは、資格基準に適合すると認める者(以下「資格者」という。)につき名簿を作成し、又はこれに追加し、その結果を申請書を提出した者に通知するものとする。ただし、資格者の名簿を公示する場合は、通知を省略することができる。

(名簿の有効期間)

第6条 名簿の有効期間は、2会計年度とする。ただし、2会計年度経過後翌2会計年度に係る名簿が作成されるまでの間は、前2会計年度の名簿をもってこれに代えるものとする。

(資格の取消し)

第7条 市長は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該資格を取り消すことができる。

(1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定に該当するとき。

(2) 法令による許可、登録等を必要とする業種にあっては、当該許可等が取り消されたとき。

(3) 申請書及び添付書類に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により資格者の資格を取り消したときは、直ちに当該資格者に通知するものとする。

(参加者の資格)

第8条 市長は、政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また、同様とする。

(指名競争入札参加者の指名等)

第9条 市長は、指名競争入札の参加者を指名するときは、物品の購入等に係る資格者のうちから行うものとする。

(指名競争入札参加者の指名の特例)

第10条 市長は、当該物品の種類、品質等又は業務の性質、規模等に照らし、前条の規定によることが適当でないとする場合は、名簿に登載された資格者以外の者を指名することができる。この場合において、当該資格者以外の者は、資格審査を受けなければならない。

(申請書記載事項の変更届)

第11条 資格者は 申請書提出後に次の各号のいずれかに該当する場合は その都度 変更届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(1) 所在地を変更したとき。

- (2) 商号又は名称、代表者等を変更したとき。
- (3) 法令による許可、登録等を取り消されたとき。
- (4) 使用印鑑
(指名の停止等)

第12条 指名停止の基準は、別に定める。